

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和5年度利尻町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	29,278
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	738,550

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和5年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	101,879	44,576	0	7,173	50,130	4,039
	老人福祉費	204,015	2,776	2,000	24,788	174,451	8,088
	児童福祉費	43,022	15,983	0	11,522	15,517	1,706
	国民健康保険 事業費	21,259	8,662	0	0	12,597	843
	後期高齢者 医療事業費	34,509	7,580	0	0	26,929	1,368
	小 計	404,684	79,577	2,000	43,483	279,624	16,043
衛生費	保健衛生費	333,866	17,056		50,010	266,800	13,235
合 計		738,550	96,633	2,000	93,493	546,424	29,278

※事務費および人件費については除外しています。